

さ情審査答申第180号
令和2年1月8日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上 純一

答 申 書

平成28年11月29日付けで貴委員会から受けた、「本太中学校の校庭の水たまり（水没）に関する行政情報（苦情、通報を含む）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年10月7日付け教管学施第2832号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、開示する行政情報に特定されなかった文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

市立小・中学校管理規則第36条に基づく台帳が特定されていない。同台帳の特定もれにつき再決定を求める。

さいたま市立小・中学校管理規則第35条では「校長は、学校の施設、設備等を運営管理し、その整備保全に努めなければならない。」とあり、第2

項は「職員は、校長の定めるところにより、前項に規定する施設、設備等に関する台帳を作成し、その現況を明らかにしておかなければならない。」とあり、第36条で「校長は、学校の施設、設備等を運営管理し、その現況を明らかにしなければならない。」とあり、台帳を作成するよう記載されている。したがって、当然学校の台帳が存在すると思うが、作成していないという弁明書をもたらした。信じられないので、みせたくないと思えない。

台帳は想像すると、土地の賃貸借から始まり、校舎の竣工、増築、改修、撤去、アスベストの除去。定期的な点検など記載されているのではないか。

台帳はあると思っているので、出してほしい。なお、学校にどのような文書があるのか調べるには、ファイル基準表の整備をする必要があるということをつけ加える。

実施機関に「台帳については旧市時代のことなのか、さいたま市には台帳はそもそも存在しないのか」と質問を行ったところ、回答は「旧市で有る無しではなく第36条の台帳は存在しないと考えている」とのことであった。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は弁明書において、以下のとおり説明している。

- 1 平成28年9月23日付けの行政情報開示請求に対して「教管学施第4267号 本太中学校グランド排水溝清掃作業（平成28年1月19日決裁）」、「作業写真帳」、「支出負担行為伺書兼支出命令書（件名:本太中学校グランド排水溝清掃作業）（平成28年3月31日決裁）（伝票番号：113066296-00-01）」を行政情報として特定し、法人の口座情報を除き開示とする一部開示決定処分を行った。なお、さいたま市立小・中学校管理規則（平成13年教育委員会規則第14号）第36条に規定する台帳（以下「台帳」という。）は作成されていない。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年9月23日に開示請求を行った「本太中学校の校庭の水たまり（水没）に関する行政情報（苦情、通報を含む）」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、「教管学施第4267号 本太中学校グランド排水溝清掃作業（平成28年1月19日決裁）」、「作業写真帳」、「支出負担行為伺書兼支出命令書（件名:本太中学校グランド排水溝清掃作業）（平成28年3月31日決裁）（伝票番号：113066296-00-01）」を特定し、法人の口座情報を不開示とする一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、台帳が特定されていないと主張し、本件処分の取消しを

求めるとともに、台帳の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 開示請求の方法を定める、条例第6条第1項第2号の規定によれば、開示請求書に「行政情報の名称その他の開示請求に係る行政情報を特定するために必要な事項」を記載して実施機関に提出することとされている。行政情報の特定は、開示請求にかかる本質的な内容をなすものであるから、実施機関の職員が、当該記載から請求者が求める行政情報と他の行政情報とが識別できる程度に記載されている必要がある。

審査請求人は、今次の審査請求に当たって台帳を特定し開示を求めているが、当初の開示請求書に記載されている内容からは、当該台帳を特定することはできない。

- (2) よって、実施機関による行政情報の特定に瑕疵があったとは認められず、審査請求人が台帳の開示を求めるのであれば、不服申立てではなく、別に開示請求すべきである。
- (3) また、本件処分は、法人の口座情報を不開示とする一部開示決定であるが、審査請求人は不開示部分に対し不服を申し立てていない。
- (4) すなわち本件審査請求は、実施機関の不開示決定部分についての開示は求めておらず、本件審査請求は審査請求の利益がないと言わざるを得ない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年11月29日	諮問の受理（諮問第440号）
②	令和元年 5月23日	審議
③	同 年 12月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)